

藤原頼実の和歌とその考証（下）

山崎 桂子

五、和歌・太政大臣上表まで

○建仁三年（一一〇三）一月十五日京極殿初度和歌会 四十九歳

玉葉集 賀一〇四二

建仁三年京極殿にて松有春色と云ふことを講ぜられ侍りけるに

六条入道前太政大臣

君が代の春にしあへばときはなる松のちとせもかげをそへけり

『明月記』によると、京極殿は前年の建仁二年に新造成つたもので、同年十月十九日には後鳥羽院の渡御があつた。そして、翌年一月十五日に初度の和歌会が行なわれたのである。題は「松有春色」、序は資実、講師は長房、御製の講師は兼宗、頼実は読師を仰せつかつている。撰政良経¹以下二十四人の名が『明月記』には見えるが、定家と家隆は病により不参であつた。和歌会の詠草自体は散逸しているが、『玉葉集』によつて、右の頼実歌を拾う。他に「後鳥羽院御集」²『明日香井和歌集』に各人の詠が収められている。ちなみに雅経の歌は、

春といへばいまひとしほの松の色も千世をかねたるわがきみのため

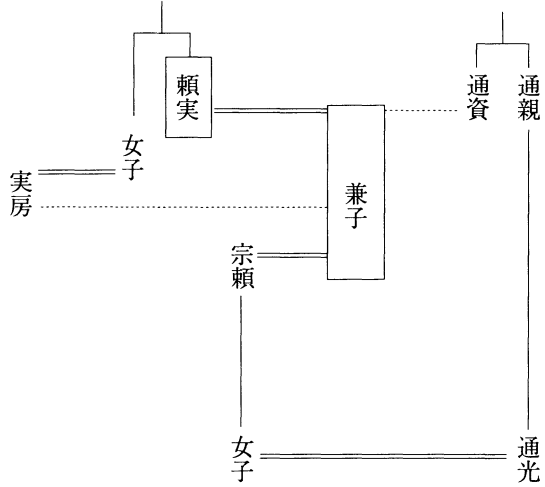
である。「我が君」は一般的には今上天皇である土御門帝をさすが、ここは治天の君であり、当日臨御している後鳥羽院への祝意とみてよい。頼実の歌も同様であるが、ありふれた賀歌の発想で技巧的ではない。

聊か和歌から離れるが、この京極殿新造前後は、なかなか人間臭いドラマが展開されているので付言しておきたい。京極殿は、権大納言東宮権大夫藤原宗頼が造営した。宗頼は卿二品兼子の最初の夫で、この地はもと兼子の旧邸であるなど、造営は兼子戮力によるものであった³。そもそも兼子との婚姻自体が政略的なものであったのだが⁴、宗頼は兼子を⁵得てこの前後得意の時期であった。

宗頼は京極殿造営の勸賞を女婿通光に譲り、通光は十七歳で従二位になった。通光の父は源博陸通親であるが、上皇の京極殿移徙の三日後（十月二十一日）通親は頓死する。宗頼は通親没後の遺産管理を任されたりもしていたのだが、運命の悪戯か、この後十一月二十九日からの上皇の熊野御幸に供奉し、宗頼自身が松明で足を火傷してしま⁶う。そして、京極殿初度和歌会にも出席できない事態となり、一月二十一日にはあえなく没するのである。

宗頼没後、通親の弟通資は早速、宗頼の後任として院執事別当に補せられて勢力を得、あまつさえ未亡人となった兼子に求婚する。もつとも、この時兼子との再婚を求める公卿は相当数いたらしく、入道左大臣実房もその一人ではなかったかといわれている⁶。実房は、既述の如く頼実の義理の兄弟にあたり、若き頃より親しい関係にあったと推定した人物である。兼子が政治的に如何に魅力的であったかが知られる。結局、兼子は通資の求婚をすげなく断り、新たな政界でのパートナーとして太政大臣で東宮傅を兼ねていた頼実を選ぶのである。共に四十九歳、男も女も更なる政界への野望を抱いていた。人の生死と婚姻と政略とが絡み合う様は劇的でさえある。宗頼没後一年をも経⁷ずしての早業であった。かくして、京極殿は頼実にとつても因縁深い所となったのである。

兼子関係略系図



通光母は範子
範子と兼子は姉妹

○建仁三年（一二〇三）十一月二十三日俊成九十賀 四十九歳

源家長日記

老がよに千代へんきみを待つてむかしの袖や身に余るらん

太政大臣

建仁三年九月十五日の『明月記』には、「於院殿下大相国九十賀事評定、頭弁書定文」の記事が見える。俊成九十賀について、院の御所で良経と頼実が評定したという。本来なら九月十三日に行なわれる予定であったが、延引されたのである。結局、十一月二十三日上皇の二條御所内の和歌所で行なわれた。良経の『俊成卿九十賀記』、尊経閣文庫蔵『賜釈阿九十賀記』、『建礼門院右京大夫集』『源家長日記』等で詳細を知ることができるが、この賀に関して詠まれた和歌は、事前に召された屏風歌（十一人が十二首ずつ詠出し、十二首が選定された⁷⁾）と、釈阿へ賜る袈裟の歌と杖の歌（各一首）、当日御遊の後の和歌会での歌（二十五首）、翌日法服と杖を送った際の贈答歌（二組）、同じく翌日良経から送られた歌への俊成の返歌（一首⁸⁾）、『建礼門院右京大夫集』の贈答歌（一組）である。

頼実は屏風歌の作者にはなっていないものの、和歌会で歌が講ぜられた時は読師を勤めている。序者資実、講師有家、御製の講師は通具であつた。もつとも、屏風歌については「上皇以下當世の歌仙等唱歌を詠む」（良経『俊成卿九十賀記』）とあり、頼実は「當世の歌仙」に数えられる程の存在ではなかつたらしいが、和歌会で読師となり、出詠しているのは、一応歌人で太政大臣であることによるのであろう。

頼実の当該歌は『源家長日記』によつて知られるものだが、歌意はどうだろうか。「千代へん君」は、賀の主催者である後鳥羽上皇のことで、他の歌人達同様、頼実も後鳥羽上皇を言祝ぎつつ、俊成への祝意を詠んでいる。下句「むかしの袖や身に余るらん¹⁰⁾」は、

うれしさを昔は袖に包みけりこよひは身にもあまりぬるかな（新勅撰集 四五六 読人不知）
 を意識した表現かと思われるが、古来、うれしきは袖（袂）に包むと表現されてきた。

うれしきを何に包まむ唐衣たもと豊かにたてといはましを（古今集 八六五 読人不知）

一方、

うれしさをかへすがへすも包むべき苔のたもとのせばくもあるかな（千載集 一一五三 入道前中納言雅兼）

のように、「袂（袖）が狭い」とは、数ならぬ身のことであり、「袖（袂）に余る」とは、身に余る光榮ということである。敢えて頼実歌の意をとれば、「老齡の身で、千代を経るでありましよう我が君を（先回りして）待ち構えて（このような賀を賜るとは）、昔の袖では今日の喜びが多すぎて包めず、身に余る事でしょう」となろうか。上句には発想の妙はあるものの、下句へのつながりは平凡と言う他ない。ちなみに、良経の歌は、

も、とせにと、せ及ばぬ苔の袖けふの心やつ、みかねぬる

である。頼実が「當世の歌仙」に入れられなかったのも、故なしとしないところか。

○元久元年（一一〇四）七月十六日宇治御幸五首歌 五十歳

新拾遺集 羈旅七九四（万代集三三四六にも）

元久元年七月宇治御幸の時の五首歌に

庵さすは山がはらのかりねには枕になるさをしかのこゑ

六条入道前太政大臣

元久元年七月十一日から十六日までの宇治御幸に伴う歌会の逸文である。「万代集」での詞書は「後鳥羽院御時、宇治に御幸侍りけるに、秋旅といふことを」である。

『明月記』によると、定家は御幸前日の七月十日から良経と共に宇治へ出かけて御幸の準備に奔走している。十一日未時に後鳥羽上皇の御幸があり、この日は笠懸が行なわれた。十二日は狩りが行なわれることになっており、太政大臣頼実も直垂を着て供奉したと言う。しかし、この日は雨の為還御となるのだが、この間に定家は、院の御覽に備えて経蔵を開ける良経の供をしている¹¹。十三日の巳時後、雨は止み、院は狩りに出かけている。この日も定家は宝蔵に参って、

「種々の珍物」を見ている。十四日は水練が行なわれた。定家は「諸人裸形にて平等院前庭に渡る。又裸にて馬に乗る（鞍を置かず）。行列の躰密かに目を驚かす。大府卿と後戸の方に隠れ伺ひ見る。竊かに歎息夢の如し。冥く鑿みるに如何。」と記している。更に、夕方平等院へ御幸があった。十五日は宝蔵の御覧があり、頼実以下扈從し、還御後、また笠懸があった。

最終日の十六日に歌会は開かれた。定家は下袴を着て良経のところへ参り、午の時に良経の供をして参院した。未時頃に院の出御があり、「各々召しに応じて参入す。歌を置き了ぬ。仰せに依り講師例の如し。ながらの橋の橋柱（朽ち残る所と云々）の木、文臺に作らる（是は院の御物也）¹²。今日始めて和歌所に出さる。一座講じ了りて退下。」という次第であった。この後、院は宇治から京極殿へ還御した。

この歌会の全詠進者名など詳細は不明であるが、『後鳥羽院御集』『拾遺愚草』『秋篠月清集』『如願法師集』¹³には、各人の詠を収めており、歌題は「山風」「水月」「野露」「夜恋」「秋旅」の五首歌会であったことが判明する。他にも有家（『明月記』）、雅経・家長（『源家長日記』）なども加わっていたかと思われる。

頼実の歌は、鹿の声と仮寝で、「秋旅」という題を詠み込む常套的な趣向である。端山の原に結んだ庵の仮寝の枕には小牡鹿の声が馴染みとなったとの意であろう。ちなみに、御製・良経・定家・秀能の同題の歌をひくと、
都いでしまだ夏衣うすき程しばし吹きそふふじの秋風（院）

橋姫のわれをばまたぬさむしろによそのたびねの袖の秋風（良経）

我が庵は峰のささ原しかぞかる月にはなるな秋の夕露（定家）

たびやかたさしもきびしき水ぐきのをかのくず葉を秋風ぞ吹く（秀能）

良経の歌には、宇治という所柄からか「橋姫」が詠まれている。定家の歌は、「しかぞ刈る」に「鹿ぞ狩る」を掛けて

いるものと思われ、そのような旅寝で見る夕露に映る月に侘しさを重ねている。

○元久元年（一一〇四）八月十五日五辻殿初度和歌会 五十歳

新古今集 秋上四二六

元久元年八月十五夜、和歌所にて、田家見月といふ事を

前太政大臣

風わたる山田のいほをもる月やほなみにむすぶ氷なるらむ

五辻殿は、前大納言藤原信清によつて新造成つたもので、『仙洞御移徙部類記』の『三中記』他によると、『五辻殿』という御所の号については議論があつたが、結局このように決したという。この年八月八日に上皇の移御があり、十五日に初度の和歌会が開かれたのである。

和歌会の証本は残っていないが、『新古今集』に入集する右の頼実歌一首の他、『後鳥羽院御集』『拾遺愚草』『秋篠月清集』に収める各六首と、『飛鳥井和歌集』の一首（当座会）が知られる。これらによると、歌題は「松間月」「野辺月」「田家月」「鞆旅月」「名所月」の五題で、その後の当座会の歌題は「翫月」であつた。頼実歌の詞書に「和歌所にて」とあるのは、五辻殿の中に和歌所があつた為であり、「田家見月」は、正しくは「田家月」であることがわかる。また『拾遺愚草』に、「元久元年五辻殿に御わたりののち初（めて）講ぜらる、序通具卿、読師太政大臣」とあり、頼実は読師であつた。更に『明月記』同日条によると、前述の五人の他に、講師有家、具親・家長・秀能・家隆・経通・隆衡・通光の参加が確認される。

頼実の歌については、既に『新古今和歌集』の注釈書類に言及があるように、「秦甸之一千余里 凜々氷鋪 漢家之三十六宮 澄々粉飴」（『和漢朗詠集』秋 十五夜 二四〇）からの発想であろう。山田の庵の屋根から洩れてくる月の

光と、屋外の山田の穂波に結ぶ氷とが同一のものであることの驚きを詠んだものであるが、諸書に指摘するように「誇張に過ぎ珍しきで終っている」⁽¹⁴⁾のは致し方ないところか。同題の後鳥羽院詠、

鹿のなく小田のかり庵のとまをあらみ名ばかり月はもりあかせども（御集一六五三）

は、天智天皇歌を本歌とし、頼実歌と同じ状況を詠みながら、はるかに自然である。

○元久元年（一二〇四）十月二十九日石清水若宮歌合 五十歳

初冬

太政大臣藤原朝臣

冬くればいつしかこほるいはし水人の心もむすぶとをしれ

時雨

太政大臣

時雨かは軒のしづくぞかはりもる木の葉になる榎のいたやも

寒野

太政大臣

霜がれの葉ずゑにやどる月かげにあられみだるゐなのささはら

この歌合証本は、梁瀬一雄氏蔵の無題の和歌雑集の中に存するもので、恐らく孤本であろうと言われている⁽¹⁵⁾。「和歌合目録」に十月のこととされていたが、梁瀬氏蔵本に「元久元年十月二十九日」とあることによつて、期日が確定される。内容は、「初冬」「時雨」「寒野」の三題十五番の歌合で、作者は、後鳥羽院・頼実・公経・家長・範光・長房・道清・幸清・下野・秀能の十人。判と判詞があり、梁瀬氏蔵本の奥書によると勅判であるという。「後鳥羽院御集」に「同十月石清水御歌合当座」として御製三首を収め、「如願法師集」にも時雨歌一首を収めている。

頼実は三首とも左衛門督藤原公経と合わされている。公経は、時に三十四歳。初冬題での右公経詠は、

こずゑには木の葉あらしと石清水むすびはじめるうす氷かな

で、「大かたうたのすがた同体に侍れど、いささか左は思ふすぢあるにや、仍為勝」ということで、左頼実が勝っている。本歌合十五番の内、持は七番あり、勝は頼実のこの一番のみ、あとの七番は判を記していない。判詞に言う「思ふすぢ」とは、頼実歌の下句「人の心もむすぶとをしれ」を指すものと思われるが、上句のなだらかな流れを受けて、下句で人事に及ぶ所は秀逸である。

時雨題の公経歌は、

人はいさあはれ事とふ時雨かな世にふるやどの夢のまくらに

で、判は持。判詞は「左歌よろしう侍りしか」と言いながらも、「時雨には軒のしづくぞといへる、木の葉には軒のしづくぞと侍るは、今すこし聞え侍るべき」と言う。恐らく、初句「時雨」と第三句「木の葉」を入れ替えた方がよいという意であろう。但し、歌の「時雨かは」が、判詞では「時雨には」となっており、不審である。頼実の歌は「木の葉が降るのに馴れている櫓の板屋も、軒の雫が今までと変った感じで洩れてくるのは、時雨が降っているのであろうか。」との意であろう。右の公経歌は「偏にやさしきやうには侍れども、またやさしくよろしき所もなし」で、「同じほどにや侍るべき」ということであった。

寒野題の頼実歌については、「霜がれの末葉にといへるは何のはにてか侍るにか、篠のははかれざるか」と、「霜がれの葉ずゑ」に「月かけ」が「やどる」ことの不自然さを指摘しながらも、「しかはあれど、よろしきさまなり」と言う。対する公経歌、

花ならで見ればこれもとおもほへりかれのに見ゆる松のむら立

は、「見ればこれもとおほえけりと侍るや、すこしききよからざれども」としながら、「おなじほどと申し侍るべきなり」

で持にしている。

○元久二年（一二〇五）三月二十六日新古今和歌集竟宴和歌 五十一歳

暮春陪新古今和歌集竟宴応製一首

従一位行皇太弟傅臣藤原朝臣頼実上

わかのうらなみものどけきみやなればかきあつめたまもしほぐさ

『新古今和歌集』の竟宴での詠である。竟宴和歌の証本によると、御製以下、良経・頼実・通光・通具・隆衡・経家・有家など十九名が一首ずつで、合計二十首からなる。御製の講師は通具、講師は家隆、読師は頼実であった。竟宴前後の状況は『明月記』によって詳しく知られるが、定家は「抑此の事、何故に行はるる事か。先例に非らず。卒爾の間、事毎に調はず。」（三月二十七日条）と批判的であり、不参加であった。

頼実歌の上句「わかのうらなみものどけきみや」とは、和歌隆盛の後鳥羽院政下の御代を讃えたものであり、下句の「たまもしほぐさ」は新古今和歌集の殊玉の和歌詠草のこと、「かきあつめ」とは文字通り撰集事業をさしている。歌枕に掛詞・縁語仕立の賀歌となっている。

○元久二年（一二〇五）以前 『新古今和歌集』 五十一歳以前

夏 二二一

ほととぎすの心をよみ侍りける

前太政大臣

時鳥なきてゐるさの山のは月ゆゑよりもうらめしきかな

夏 二七六

ゆふがほをよめる

前太政大臣

しら露のなさけおきけることの葉やほのぼの見えし夕がほの花

恋二 一〇八六

忍恋のこころを

前太政大臣

しるらめやこのはふりしくたに水のいはまにもらすしたの心を

右三首は、詠歌年次の確定はできないものの、少なくとも『新古今集』成立前に詠まれたものである。『新古今集』竟宴は元久二年三月二十六日であるが、承元四年（一一二〇）まで切継が行なわれた。右の三首の詞書を見る限り、頼実歌が切継段階で入れられたとは思われない。恐らく、元久二年前の歌であろう。

いずれも題詠である。二一一については、窪田空穂氏の「当時の詩的常識を詠んだものである。月ゆえに恨んだ山を、今はほととぎすのゆえに、それにもまして恨むといいかえたところに多少の新味があるというに過ぎない。心も古典的で、月とほととぎすとの対照もまた古典的である。」¹⁶との評がある。更に、久保田淳氏は「この歌は凡作の方に属するであろう。ここに採られたのは、貴顕の人ということ、この作者を優遇した結果かもしれない。」¹⁷と言う。

二七六は、『源氏物語』夕顔の巻の夕顔の歌、

心あてにそれかとぞ見る白露の光そへたる夕顔の花

と源氏の返し、

寄りてこそそれかとも見めたそがれにほのぼの見つる花の夕顔

を本歌とし、頼実歌としては趣の変った一首である。但し、『源氏物語』世界への没入の程度については、良経・定家の和歌との違いがあることが指摘されている。¹⁸⁾

「しるらめや」と初句で切れる一〇八六は、頼実の歌の中では佳詠に属するものと思われ、窪田氏¹⁹⁾が言うほど「拙い」とは思われない。「忍恋」の情が、二句以下の情景によく象徴されていると見るべきではなからうか。

六、和歌・没年まで

承元三年（一二〇九）頼実は上表し太政大臣を辞し、翌承元四年傳も止められた。これは土御門天皇の讓位によるもので、ただちに頼実の傅育した皇太弟守成が十四歳で即位した。順徳天皇である。頼実の官界での生活もここに終わりを告げる。以下、頼実の没年までの和歌を取り上げる。

○建暦二年（一二二二）五月十一日順徳天皇内裏詩歌合 五十八歳

新勅撰集 春下九三

建暦二年のはる、内裏に詩歌をあはせられ侍りけるに、山居春曙と

いへる心をよみ侍りける 六条入道前太政大臣

月かげのこずゑにのこる山のはに花もかすめるはるのあけぼの

新勅撰集 羈旅五三三

建暦二年内裏詩歌合、羈中眺望といへる心をよみ侍りける

六条入道前太政大臣

こえわぶる山もいくへになりぬらむわけゆくあとをうづむしらくも

順徳天皇の即位後、建暦年間より内裏を中心とした歌壇活動が盛んになって行く。活動の多くは院近習をメンバーとする当座のものであったが、公的な晴れの催しも行なわれた。詩歌合が多いのは、順徳天皇が和漢兼作であったことの反映である。この「内裏詩歌合」は、順徳院歌壇での以後の詩歌合のスタートを切る催しであったが、証本が残されていない為、逸文によって全容を窺うしかない。

『順徳院御集』によると、「山居春曙」「水郷秋夕」「霧中眺望」の三題で、各題二首(句)ずつ合計六首(句)詠んだものと思われる。和歌出詠者は、『拾遺愚草』『壬二集』『飛鳥井和歌集』と勅撰集逸文等によって、順徳天皇以下頼実・定家・家隆・雅経・通光他であったことが判明する。一方、詩の方は『玉蕊』五月十日条によって、藤原良輔の出詠のみ確認されるが、作品は不明である。兼日題であったが「内々の事」(『玉蕊』)なので女房に付けて進覧したという。『明月記』によると判もつけられたい。

この雅事に頼実は前太政大臣として歌人の方に参加し、六首詠んだと思われるが、あとの四首は不明である。春下九三の詞書「建暦二年のはる」は不審である。あるいは、歌題の「春」に引かれたものか。歌は、有明の月の光がまだ梢に残っている山の端からほのぼのと夜が明けてくるという、春の曙を遠望する趣向になっているが、歌題「山居春曙」の「山居」が詠み込まれていないのは、やはり片手落ちであろう。例えば順徳天皇の同題歌は、

松の戸になれぬ嵐をさきだてて花より明る春の山のは

で、「松の戸」に山居の意が込められている。また、頼実歌の末句「春のあけぼの」は「花の雪ちる春のあけぼの」(俊成)、「あらしもしろき春のあけぼの」(後鳥羽院)など、新古今時代に多く用いられた表現である。羈旅五三三は、結題をそつなく詠んでまずまずの出来であろうか。通例「うづむ白雪」と詠まれるところを、「雲」として「眺望」題にも叶っていると言えよう。

尚、この詩歌合での順徳天皇の作品について、定家が『明月記』に「御製殊勝驚目者也」と記していることは知られている通りである。

○建保二年（一一二四）二月十二日定家任参議を祝う歌 六十歳

統後撰集 神祇五五〇

皇太后宮大夫俊成、むかし述懐歌に、春日野のおどろのみちのむれ水
すゑだに神のしるしあらはせ、とよみて侍りけるを、前中納言定家はか
らざるに参議に任せられ侍りしあした、かの歌を思ひいでてよるこび申
しつかはすとて

六条入道前太政大臣

いにしへのおどろのみちのことはをけふこそ神のしるしとは見れ

この歌については、「御子左家の悲願と成就

——頼実歌一首をめぐって——」⁽²⁰⁾と題して、頼実と俊成の関わりに

触れつつ別稿で論じたので、参照戴きたい。

○建保二年（一一二四）九月十四日和歌所権長者に補せらる 六十歳

後鳥羽院御記（書陵部蔵旧桂宮本・天明三年写）

建保二年十月十四日乙亥、天晴、（中略）、戊剋、前太相国補和歌所権長者、始着座、長者余
也、権長者未補、仍所補也、参議定家、宮内卿家隆、左近中将雅経、（中略）、相国申講師何
人哉之由、仰云、以雅経可為講師、雅経参進居圓座、相国次第見位階置之、序最前置之、（中

略)、相国気色予、仍自懷中取出和歌給、相国披之置文臺上、猶向余方如何、先例歟、至御製
向講師方、一説也、今夜不然如何、(後略)

右は後鳥羽院御記(宸記)逸文の一つである。この存在は和田英松氏²¹⁾によって早く紹介されていたものであるが、今、平林盛得氏の翻刻²²⁾によって掲げた。頼実の和歌にかかわる、注目すべき事蹟である。

記文中の十月十四日は、正しくは九月十四日であること、既に平林氏が指摘しておられる。建保二年九月十四日、和歌所で催された和歌会の記録と思われる。これによると「戊の剋、前大相国頼実を和歌所の権長者に補し、(頼実は)初めてその座に着いた。和歌所の長者は自分である。権長者は今まで任命していなかったので、今回任命したのである」という。和歌所の長者・権長者が如何なるものであったのかは不明であるが、院が自らを長者としてしているところには強い自信と自負が窺え、一方、前大相国という身分であるとは言え、頼実が権長者に補されているのは、歌人として大いなる名譽であつたに違いない。

記文は、続いてこの時の出席者定家・家隆・雅経の他、序者などを記し、「頼実が講師は誰がよいでしょうかと言い、院は雅経を講師とするように言った」ことを記す。更に和歌会の作法を記し、「頼実が院に御製を出すよう目顔で知らせる。そこで、院が懷中から和歌を出して、頼実に渡す。頼実は、文臺の上に御製を披いて置いた後も、ずっと院の方を向いていた」という。このことについて院は「先例だろうか。御製の時は、講師の方を向くのが一説である。しかし、今夜はそうでないのは、如何であろうか」と記している。頼実が若くより故実に通じた公卿であつたことは、既に「古今著聞集」話を引きながら触れたが、院の和歌会の作法についての関心も細かい。

尚、「明月記」はこの月の記事を欠くが、この会での作品は、「拾遺愚草」に「建保二年九月十四日和歌所」の端作で

「月契千秋」題の一首が、また『飛鳥井和歌集』にも「院御会同九月十四日」の端作で同題の一首がおさめられており、頼実も出詠したものと思われるが、散逸している。

○建保四年（一一二六）春 後鳥羽院百首 六十二歳

内裏歌壇の刺激を受けてか、この年、後鳥羽院の召しによる百首があった。しかしながら、証本は散逸しており、頼実の百首も不明である。勅撰集等の逸文もないが、出詠が確認されるので、事蹟として掲げる。

家集に収める形で百首が残っているのは、後鳥羽院・定家・家隆・慈円・雅経・秀能・範宗で、他にも一部・或いは逸文として見られるものがある。久保田氏の指摘²⁴のように、広本『拾玉集』に作者一覧があり、それによると、御製の次に「前太政大臣頼実公」とあり、出詠が確認される。全部で十六人の出詠であった。定家は、建保三年九月給題、同四年正月詠進（『拾遺愚草』）、『後鳥羽院御集』では「建保四年二月御百首」となっている。頼実はこの年一月二十八日に出家しており、定家と同様であれば、給題の時は未だ在俗であったものか。部立は、四季・恋・雑。もしも、この百首が残っていれば、頼実のまとまった作品としての価値は大きかったと思われる。

○建保五年（一一二七）四月十四日鳥羽殿庚申五首和歌会 六十三歳

新勅撰集 秋下三〇八

建保五年四月庚申五首歌、秋朝

六条入道前太政大臣

おほかたの秋をあはれとなくしかのなみだなるらしのべのあさつゆ

年次の確定できるところで最晩年の詠である。四月十四日、この日は庚申にあたっていた為、後鳥羽院の仙洞御所である鳥羽殿で庚申五首和歌会が開かれた。『井蛙抄』²⁵が、この時、院から秀逸歌でなければ獻するべからずという御教

書が出され、それに対して定家一人が請け文を進らせたという逸話を伝えている。

『後鳥羽院御集』『拾遺愚草』『拾玉集』『飛鳥井和歌集』『郁芳三品集』『如願法師集』は、この時の詠五首をそれぞれ収めており、それによると「春夜」「夏暁」「秋朝」「冬夕」「久恋」の五題であった。他に勅撰集の逸文から、通光・公経の詠も拾うことが出来る。『明月記』によると、詩も詠進され、会の後、連句・連歌が行われている。『菟玖波集』には、この時の連歌が収められている。

頼実は会には出席せず、歌だけを進上した(『明月記』)。和歌所で開かれた会ではあり、頼実はその権長者というところからか、出詠を求められたのであろう。残りの四首は不明。『新勅撰集』の一首は平明で新鮮さは無いが、落着いた佳詠と思われる。野辺に置く朝露は、秋をあわれと鳴く鹿の涙であろうと歌う。但し、「鹿の声」と「露」を取り合せた例はあるが、それを「鹿の涙」と詠んだものは珍しいように思う。

七、和歌・年次不明歌

○【新勅撰集】

夏 一六六

(さみだれをよみ侍りける)

五月雨にいせをのあまのもしほぐさほさでもやがてくちぬべきかな

六条入道前太政大臣

○「続古今集」

神祇 七〇四

石清水の後番歌合に、述懐を

六条入道前太政大臣

つかふべきわれをもすつなすべらぎのももよをまもる神とこそまきけ

恋四 一二四二（万代集 恋三 二二八九にも）

邂逅逢恋といふことを

六条入道前太政大臣

こひこひていくよといふにしきたへのまくらのちりをまたはらふらん

「続古今集」七〇四は詞書に「石清水の後番歌合に」とあるが、この歌合の成立等不明である。元久元年の石清水若宮歌合に参加しているから、「後番」とは、その後の石清水の歌合であろうか。同じく一二四二の「邂逅逢恋」についても、同題の催しを捜すも不明。「拾玉集」の「百首句題」に同題がある。一見して句題風である。

○「新千載集」

釈教 八八七

（題しらず）

六条入道前太政大臣

はかなくぞかたぶく月ををしみけるさこそは西へゆかまほしけれ

右の歌は「題しらず」となっているが、或いは頼実の建保四年一月二十八日の出家にかかわる詠かもしれない。頼実はこの年六十二歳で出家し、法名を願性といったのは前述のとおりだが、歌の「西へゆかまほしけれ」は出家にかかわ

る感慨ではなからうか。

○『万代集』

秋下 一〇四〇

新熊野社歌合に、霧を

六条入道前太政大臣

あさぼらけきりたちわたるしほさゐのいらこのしまにふねよばふなり

神祇 一五六〇

わかのうら見にまかりて

六条入道前太政大臣

おきつなみけふたちきたるかひあらばめぐみをかけよたまつしまひめ

恋二 一九七九

新熊野社歌合に

六条入道前太政大臣

ももちたびならのたむけにぬさおきてあはむいのちは神ぞしるらむ

一〇四〇と一九七九の詞書にいう「新熊野社歌合」については、松野陽一氏に藤原親盛の和歌事蹟からの言及がある。親盛集に見える「新熊野会」の考証にあたって、右の『万代集』の頼実歌の詞書にも注目されている。「万代集」秋下一〇五〇には、「新熊野歌合に」の詞書で、頼実の一〇四〇歌と同じ霧を詠んだ親盛歌が入集しているから、松野氏の推定通り頼実一〇四〇・一九七九と親盛一〇五〇は、同一の歌合の詠ではないかと思われる。すると、頼実歌の詠作年次が、親盛の最終事跡である正治二年以前ということになる。但し、歌題から見て、親盛集の「新熊野会」とは別の催しと見る方がよいのではなからうか。もし同一の催しとしても、松野氏推定の親盛集「新熊野会」の催行年次寿永元年

は、頼実二十八歳で抵触はしないが、いずれにせよ、今のところ決定的な徴証は得られない。

おわりに

ある催しに参加していることと同程度に、参加していないということは重要である。参加していてもよいはずの催しになぜ参加していないのか。『千五百番歌合』の作者に頼実が入っていてもよさそうな気がするし、新古今時代という和歌隆盛期の只中に権門の一人としてありながら、自ら雅事を催すということがなぜ無かったのか。²⁷ 結局、それが政治家としての頼実のとった和歌や歌壇へのスタンスであり、和歌的資質の限界だったのだろうか。

十八歳の若さで『広田社歌合』に出詠し、「はるばるとおまへのおきをみわたせばくもるにまがふあまのつりふね」などの佳詠を残して以来、残存する作品は僅少なながら、新古今時代が終焉を迎えるまで、頼実が詠歌し続けていたことは確かである。従って、頼実を歌人と呼ぶことには躊躇しないのだが、良経などとの本質的な違いも認めないわけにはいかない。頼実の『新古今集』入集歌については、前時代的な和歌とする評価が大多数であるが、それだけでもなかったように思われる。頼実の和歌自体については、考証に傾く余り、十分に触れ得なかったが、本稿「五、和歌・太政大臣上表まで」で集成した年次の判明する和歌が、すべて後鳥羽院の主催にかかる催しで詠まれたものであることは、この時期の院との親密さを改めて認識させ、就中、和歌所の権長者に補されたという話は、太政大臣という地位に対する名誉職的配慮を差し引いても、歌人として認められていたことに他ならないのではなからうか。その後「後鳥羽院百首」を下命されているのも、その証左であろう。

残されている作品が少ないこともあり、想像の域を出ないが、もしも任太政大臣以後の頼実の和歌が、権門の和歌愛好者として、しかるべき和歌会で穏当な歌を詠んだという印象を拭えないとすれば、彼の人生の曲折点はやはり通親に

よって太政大臣に押しやられた所であり、彼の和歌もこのあたりで意味を変えていったのだと考える事は出来そうである。新古今時代の先頭に立つような歌人ではもとよりなかったけれども、この期の歌壇に頼実のような歌人を認めておきたい。

〔注〕

※本稿は、本紀要の前号（第一八巻第一号 一九九六年七月）掲載の「藤原頼実の和歌と考証（上）」に続くものである。体裁等、前号に従っている。

※和歌の引用は、『新編国歌大観』により、表記は私意による。

（1）『新勅撰集』賀四六一に「建仁三年正月、松有春色といへる心を、をのこどもつかうまつりけるに 前左大臣」として、

ときはなるたままつがえも春くれば千世のひかりやみがきそふらむ

の歌が入集しており、本和歌会の逸文と思われる。しかし、『新勅撰集』の前左大臣は兼実男良平であるが、『明月記』には良平の名は見えない。

（2）『明日香井和歌集』では、「正月二十五日」のこととなっている。

（3）『仙洞御移徙部類記』の「海戸記」建仁二年十月十九日条に「是三品戮力也」と見える。

（4）宗頼は初め九条兼実になかったが、兼実失脚後は通親・後鳥羽院に近づき、巧みに政界を渡っている。兼子との結婚もその一端で、これは兼子の方も同様であった。

（5）宗頼の火傷については、『明月記』にかなりリアルに記されている。足の指を損傷したようで、翌年の元日には

努めて出仕したが、宗頼の歩いた跡には膿が流れていた（建仁三年正月十九日条）という。常に湯槽に入っていた為、悪化したのだともいう。

- (6) 五味文彦「卿二位と尼二位——女人入眼——」（『お茶の水女子大学 女性文化資料館報』第六号 一九八五）
- (7) 屏風歌は、近藤美奈子「藤原俊成九十賀屏風歌の詠進歌纂輯稿」（『甲南国文』第四一号 平成六年三月）に集成されている。
- (8) 尊経閣文庫蔵「賜釈阿九十賀記」による新出歌である。松野陽一「藤原俊成の研究」（笠間書院 昭和四八年）に詳しい。
- (9) 尊経閣文庫蔵「賜釈阿九十賀記」では「兼定」とあるが、「兼宗」の誤写と思われる、通具か兼宗か不明である。
- (10) 「昔の袖」と言えば、通例、懐旧・懐古の意を含むが、ここでは単に昔の袖の意であろう。
- (11) 宇治の経蔵・宝蔵については、田中貴子「外法と愛法の中世」（砂子屋書房 平成五年）に、「宇治の宝蔵——中世における宝蔵の意味」という論がある。定家が良経の供をして眼福を得ている点は興味深い。
- (12) このながらの橋柱の文台については、『源家長日記』「古今著聞集」にも記述が見える。
- (13) 『如願法師集』は三首のみ収める。
- (14) 日本古典文学全集『新古今和歌集』（小学館 昭和四九年）
- (15) 『新編国歌大観』第五卷 解題（梁瀬一雄氏執筆）
- (16) 窪田空穂『完本新古今和歌集評釈』（東京堂 昭和三九〜四〇年）
- (17) 久保田淳『新古今和歌集全評釈』第二卷（講談社 昭和五一年）七三頁
- (18) (17) 一八八頁

- (19) (16) に同じ。
- (20) 『国文学攷』第一四五号(平成七年三月)
- (21) 和田英松『皇室御撰之研究』(明治書院 昭和八年)
- (22) 平林盛得「後鳥羽天皇宸記切と宸記逸文」(古典研究会創立二十五周年記念『国書漢籍論集』 汲古書院 平成三年)
- (23) 前稿一三〇頁)
- (24) 久保田淳『藤原家隆集とその研究』(三弥井書店 昭和四三年) 四九四頁
- (25) 『井蛙抄』卷第六雑談に「建保五年四月十四日院庚申五首時、御教書に非秀逸者不可令獻給云々。京極黄門獨非秀逸者不可獻之由事謹所請如件と請文を被進、希代事也」とある。
- (26) 松野陽一『鳥帚 千載集時代和歌の研究』(風間書房 平成七年) 四六七頁
- (27) この点については、通親亡く、良経亡き後ではあり、頼実が雅事を催してもよさそうな気がする。恐らく後鳥羽院歌壇がそういうものの存在を許さない、強い拘束力を持っていたのではないかと、
「陰明門院麗子院歌壇がそういうものの存在を許さない、強い拘束力を持っていたのではないかと、
ことを、
「陰明門院麗子院歌壇がそういうものの存在を許さない、強い拘束力を持っていたのではないかと、
ことを、
麗子の和歌事蹟から発表した(広島大学国語国文学会秋季研究集会 平成七年一月一九日)。